

○熱海市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成18年6月29日

告示第88号

改正 平成19年3月30日告示第38号

平成31年2月7日告示第14号

(設置)

第1条 熱海市は、NPO法人等が行う福祉有償運送に係る道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録に関し、その必要性並びにこれを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、熱海市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平19告示38・一部改正）

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) NPO法人等 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）第48条に定める者をいう。
- (2) 移動制約者 省令第49条第3号に規定する者をいう。
- (3) 福祉有償運送 移動制約者のうちNPO法人等に利用者として会員登録した者に有償で自家用自動車による送迎その他の移動手段を提供することをいう。

（平19告示38・一部改正）

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第79条に規定する自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び区域、旅客から収受する対価並びに運送しようとする旅客の範囲に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉有償運送について必要と認められること。

（平19告示38・一部改正）

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 利用者の代表者
- (2) 公共交通機関の事業者の代表者
- (3) 公共交通機関の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 熱海市の区域内において現に福祉有償運送を行っているNPO法人等の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(平19告示38・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は、NPO法人等に係る法第79条の登録についての協議等を行う場合において、当該NPO法人等に所属し、又は当該NPO法人等の業務に利害関係を有するときは、その議事の決定に関与することができない。

(平19告示38・一部改正)

(書面議決)

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、書面による議決を行うことができる。

(1) 法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録に関する事項（運送の区域及び旅客から収受する対価について変更がない場合に限る。）

(2) 前号に定めるもののほか、協議の内容が軽微であつて、会長が書面によることが適当と認める事項

2 前項の規定により議決を行った場合は、議決の経過に関する記録を作成し、公表しなければならない。

(平31告示14・追加)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉有償運送担当課において処理する。

(平31告示14・旧第8条線下)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平31告示14・旧第9条線下)

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行後、最初に招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまでその議長となる。

附 則 (平成19年告示第38号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年告示第14号)

この告示は、公示の日から施行する。